

お 知 ら せ

国立大学法人佐賀大学における労働者の過半数代表者選出について、**鍋島事業場**においては、過半数の職員から、下記の者を過半数代表者とする賛同を得た旨の報告があり、「国立大学法人佐賀大学における労働基準法に規定する労働者の過半数代表者選出等に関する要項」第4の規定により、選挙は行わないこととなりましたので、お知らせします。

記

- 1 事業場名 **鍋島事業場**
- 2 過半数代表者 医学部看護学科生涯発達看護学講座
教授 田 淵 康 子

平成31年3月27日

過半数代表者選挙管理委員会

(参考)

国立大学法人佐賀大学における労働基準法に規定する労働者の過半数代表者選出等に関する要項（抜粋）

(選出方法)

第4 過半数代表者の選出は、事業場ごとの労働者による選挙（以下「選挙」という。）により行う。ただし、事業場において、民主的な方法により労働者の過半数の信任を得て選出された者がある場合は、本要項に定める選挙は行わず、その者を過半数代表者とする。